

令和2年度

保育所・保育施設 利用あんない



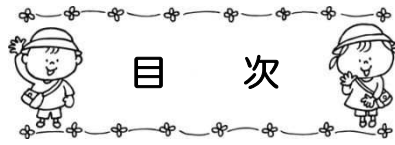
令和2年4月利用申込

受付期間：9月5日（木）～9月13日（金）

！注意！

- 関係書類等が全て整っての受付とさせていただきます。
記入漏れや添付書類漏れ等がないよう、よくご確認のうえお申込みください。
- 受付の際にマイナンバーの確認をいたします。印鑑、マイナンバー
確認書類、身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。

瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課



令和2年4月1日からの利用申込み	1
○申込みの注意点	1
○保育施設利用の流れ（4月入所の場合）	2
○年齢別保育期間	2
1 子ども・子育て支援 教育・保育給付認定について	3
○認定期間	3
○区分（保育の必要量）	3
○支給認定証の交付について	4
2 保育施設を利用できる基準は	4
○保育を必要とする事由	4
3 保育施設利用手続きについて	5
○年度途中からの利用申込みについて	5
○保育施設入所の流れ（年度途中の入所の場合）	5
○保育施設利用の決定について	5
○提出書類について	7
○保育時間について	9
○障がい児保育について	9
○広域利用について	9
○記入例（利用申込書・状況証明書・個人番号提供書・延長保育申込書）	10
4 保育施設保育料等について	16
○保育料について	16
○瑞穂市立保育所・私立保育所の保育料納付について	16
○保育料 Q&A	17
○平成31年度公私立保育施設保育料等徴収額表（参考）	18
○保育施設保育料の多子軽減について	19
5 瑞穂市立保育所の概要	20
○保育目標について	20
○保育の内容について	20
○保育所との連絡について	20
○休業日について	20
○依頼保育について	20
○慣らし保育について	21
○主な行事	21
○1日の生活	21
○保育料とは別に必要となる料金	21
6 私立保育施設について	22
○清流みずほ保育園	22
○清流みずほ認定こども園	23
○ほづみの森こども園	24
○まめっこ保育園	25
○ニチイキッズ瑞穂保育園	26
○ちびっこ園。ミズホ	27
7 瑞穂市保育施設一覧表	28
○瑞穂市保育施設一覧図	29
○その他の子育て・保育サービス	31

令和2年4月1日からの利用申込み

【受付日時・会場】

令和元年9月 5日（木）～9月 6日（金） 穂積庁舎大会議室

9月 9日（月）～9月13日（金） 栄南庁舎大会議室

各日 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は受付できません。

・受付日により会場が異なります。ご確認のうえご来場ください。

- ・私立施設（清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、ほづみの森こども園、まめっこ保育園、ニチキッズ瑞穂保育園、ちびっこ園。ミズホ）の申込みについても特設受付会場で行います。各保育施設での受付は行いません。
- ・令和2年4月入所については、原則、本期間中に受付した申請を優先して利用調整を行います。受付順は利用調整に影響しません。
- ・混雑が予想されるため、下記の日程表により申込受付を実施します。ご都合が合わない場合は、期間内の他の日をご利用ください。

受付会場	第1希望 期間	公立								私立					
		本田第1保育所	本田第2保育所	別府保育所	牛牧第1保育所	牛牧第2保育所	西保育・教育センター	中保育・教育センター	南保育・教育センター	清流みずほ保育園	清流みずほ認定こども園	ほづみの森こども園	まめっこ保育園	ニチキッズ瑞穂保育園	ちびっこ園。ミズホ
3階大会議室 穂積庁舎	5（木）	●	●		●	●							●	●	●
	6（金）			●						●	●	●			
2階大会議室 栄南庁舎	9（月）				●	●			●						●
	10（火）			●			●			●	●	●			
	11（水）	●	●					●	●				●	●	
	12（木）			●			●	●	●	●	●	●			
	13（金）	●	●		●	●	●	●					●	●	●

●…受付日

穂積庁舎大会議室は、プレミアム商品券申請会場との共用となります。庁舎内・駐車場等非常に混雑が予想されます。ご注意ください。

○申込みの注意点

- ・令和2年5月以降に入所希望のかたは、入所希望月の前月15日までに申込みください。
- ・受付書類に不備があった場合、受付することができません。次ページからの注意事項をよく読んで不備のないようご用意ください。やむを得ない理由で受付期間内に書類が揃わない場合は、幼児支援課までご相談ください。
- ・申込みの際は、必ず申請書に押印した印鑑と身分証明書をお持ちください。

- ・9月14日以降に申込みのあった場合は、内定通知後キャンセルがあった場合に実施する2次調整・最終調整でのご案内となります。

提出書類についてP.7～ 書類の記入例P.10～ 保育料についてP.16～

○保育施設利用の流れ（4月入所の場合）

区 分	時 期	備 考
1 利用申込み 教育・保育給付認定申請	9月 5日～ 9月13日	
2 内定通知 利用説明会案内通知	11月下旬～未頃	幼児支援課から郵送します。
3 2次調整（内定通知後キャンセルがあった場合）	1月中～下旬	9月17日（火）～12月13日（金）受付分を含めて利用調整します。
4 利用説明会	1月～2月	各保育施設にて行います。
5 最終調整（2次調整後キャンセルがあった場合）	3月中旬	4月入所申込みの最終受付は2月14日（金）まで
6 利用決定通知 入園式案内	3月下旬	幼児支援課から郵送します。
7 保育施設入所	4月	瑞穂市立保育所の入所式は4月4日（土）の予定です。
8 利用者負担額通知 （4月～8月分）	4月中旬～下旬	各施設にて配布します。
9 保育料の納付 （納期限、口座振替日）	4月30日 5月以降は毎月10日	左記の日が土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限になります。
10 利用者負担額通知 （9月～3月分）	8月下旬	各施設にて配布します。

○年齢別保育期間

保育施設の受入年齢を確認のうえ、お申込みください。

※清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、ほづみの森こども園、ちびっこ園。ミズホは8月から、それ以外は10か月からお預かりしています。

生年月日	年齢	保育期間		利用できない施設
		小学校就学前満了時期	未満児期間終了時期	
平成26年4月2日～ 平成27年4月1日	5歳 (年長)	令和3年3月31日		清流みずほ保育園 まめっこ保育園 ニチキッズ瑞穂保育園 ちびっこ園。ミズホ
平成27年4月2日～ 平成28年4月1日	4歳 (年中)	令和4年3月31日		
平成28年4月2日～ 平成29年4月1日	3歳 (年少)	令和5年3月31日		
平成29年4月2日～ 平成30年4月1日	2歳	令和6年3月31日	令和3年3月31日	牛牧第1保育所 西保育・教育センター
平成30年4月2日～ 平成31年4月1日	1歳	令和7年3月31日	令和4年3月31日	
平成31年4月2日～ 令和 元年6月1日	0歳	令和8年3月31日	令和5年3月31日	
令和 元年6月2日～ 令和 元年8月1日				清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、ほづみの森こども園、ちびっこ園。ミズホ以外

1 子ども・子育て支援 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）により、保育所・幼稚園（新制度に移行した施設）等を利用する場合は、支給認定申請書を提出していただき、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。ただし、新制度に移行しない幼稚園及び認可外保育園については手続き不要です。

教育・保育給付認定区分		対象となる子ども	利用時間	利用できる施設
教育認定	1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、2号認定に該当するものを除く	教育標準時間	幼稚園（ほづみ幼稚園） 認定こども園 （清流みずほ認定こども園・ほづみの森こども園）
保育認定	2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所） 認定こども園 （清流みずほ認定こども園・ほづみの森こども園）
	3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所・清流みずほ保育園） 認定こども園 （清流みずほ認定こども園・ほづみの森こども園） 地域型保育事業など （まめっこ保育園・ニチイキッズ瑞穂保育園・ちびっこ園。ミスホ）

認定は、児童の保護者の居住地（住民登録をしているところ）の市町村が行います。

○認定期間

教育認定の有効期間は、小学校就学前までを基本とします。

保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日までを基本としますが、保育を必要とする事由によっては別に有効期間が設けられる場合があります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。

なお、3号認定のかたは、満3歳の誕生日の前日をもって自動的に2号認定へ切り替わります。

○区分（保育の必要量）

保護者の就労等保育が必要な時間によって利用区分が決まります。

瑞穂市の保育所・保育施設を利用する場合は、通常保育の時間帯（8時～16時）前後の利用を希望する場合、「保育標準時間」の認定を受ける必要があります。

(1) 「保育標準時間」利用

- ・1日最大11時間の中で必要となる保育時間（基準：週30時間、月120時間以上の就労）

(2) 「保育短時間」利用

- ・1日最大8時間の中で必要となる保育時間（基準：月60時間以上120時間未満の就労）

○支給認定証の交付について

教育・保育給付認定を受けたかたには、支給認定通知書を交付いたします。

令和2年度4月の利用に向けた認定については、事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は令和2年3月頃お知らせする予定です。

- (1) 認定内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- (2) 認定申請の内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。

企業主導型保育事業を地域枠で利用するかたなどで、支給認定証の交付を必要とする場合は、支給認定証交付申請書を提出してください。

- (1) 支給認定証は、大切に保管してください。
- (2) 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出て、支給認定証の再交付を受けてください。
- (3) 変更認定又は認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

子ども・子育て支援 支給認定証	
支給認定証番号	0000
認定種別	保育 認可
支給認定年月日	平成27年10月1日
氏名	田中 太郎
住所	東京都千代田区千代田 1-1-1
勤務先	株式会社東京電力
勤務先住所	東京都千代田区千代田 1-1-1
勤務先電話番号	03-1234-5678
勤務先メールアドレス	tanaka.taro@tepco.co.jp
勤務先所属部署	電力部
勤務先所属課	電力部 電力課
勤務先所属係	電力部 電力課 電力係
勤務先所属係長	田中 太郎
勤務先所属係長電話番号	03-1234-5678
勤務先所属係長メールアドレス	tanaka.taro@tepco.co.jp
勤務先所属係長所属部署	電力部
勤務先所属係長所属課	電力部 電力課
勤務先所属係長所属係	電力部 電力課 電力係
勤務先所属係長所属係長	田中 太郎
交付年月日	平成27年10月1日
交付機関名及ロゴ	東京都千代田区千代田 1-1-1

【支給認定証 イメージ】

2 保育施設を利用できる基準は

保育所は、0歳から就学前の乳幼児を、保護者が働いているか、病気や親族の介護などのために、家庭で十分な保育を行うことができない場合に保護者に代わって保育を行うことを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

そのため、「教育のため」「集団生活に慣れさせたい」「同年代の友達と遊ばせたい」「下のお子さんの保育に手がかかる」等の理由では入所を認められません。

0歳から就学前の乳幼児で、保護者のいずれもが次の事由に該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に、保育認定を受け、利用を希望することができます。

○保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	認定基準
①就労 (月60時間以上の就労)	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）することを常態とすること。
②妊娠、出産 (産前42日（多胎の場合は98日）、産後56日)	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ※有効期間は産後56日目の属する月の月末まで 基準日は出産予定日又は出産日のいずれか遅い日
③疾病、障がい	児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
④介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。※有効期間は3か月間
⑦就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）していること。
⑧虐待やDVのおそれがあること	
⑨育児休業 ※保育所利用中に該当した場合	育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて、引き続き利用することが必要であると認められること。※3歳以上児のみ
⑩その他	①から⑨までに類するものとして市長が認める事由に該当すること。

3 保育施設利用手続きについて

入所は、原則として月の1日からとなります。



○年度途中からの利用申込みについて

- (1) 受付時期 利用希望月の前々月16日から前月15日まで（土日・祝日の場合はその前日）
利用開始は月の初日になります。
※4月入所の申込みの最終受付期限は2月14日（金）です。
- (2) 受付場所 瑞穂市役所 幼児支援課（巢南庁舎） 又は 福祉生活課（穂積庁舎）

○保育施設入所の流れ（年度途中の入所の場合）

区 分	時 期		備 考
1 利用申込み	毎月15日まで		
2 利用調整・内定	待機児童がいない場合	申込～25日頃	幼児支援課から施設に空き状況を確認し、内定します。
	待機児童が発生している場合	16日～25日頃	<u>施設に空きが出てご案内が可能になった場合</u> 、幼児支援課から保護者のかたにお電話で利用の意向を伺います。
3 入所説明・面談	内定後～月末まで		各保育施設にて行います。
4 支給認定通知交付 利用者負担額通知	25日頃～月末まで		幼児支援課から郵送します。
5 保育施設入所			原則毎月1日からの入所です。
6 保育料の納付	納期限、口座振替日： 利用月の毎月10日		土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限になります。

○保育施設利用の決定について

- (1) お子さんの家庭を中心にして、日々の保育を必要とするかどうか、その環境等（利用できる条件）を総合的に判断し、利用を決定します。（3歳未満児に限り、利用開始後、給与明細等により定期的に就労状況を確認いたします。）
- (2) 保育が必要と認められる場合でも、保育所の定員等の事情によっては、利用できない場合があります。
- (3) お子さんの発達状況や健康状態により集団保育への心配があるかたや、障がい児保育を希望されるかたは、保育施設利用申込書を提出される際にお知らせください。お子さんの病名によっては、診断書又は指示書の提出をお願いする場合があります。また、後日申込後利用開始までに保健師・保育所長等との面接を実施し、加配保育士配置の参考とします。
- (4) 募集人数を超えるお申し込みがあった場合は、保育を必要とする事由、区分（保育の必要量）及び優先利用を基に保育の必要性認定・指数（優先順位）付けを行い、指数が高い順に決定します。

(5) 保育施設入所基準

保育を必要とする事由		内容		優先度
1	被雇用者（居宅外勤務） 自営中心者 農業中心者	1ヵ月の勤務が180時間以上の労働		A
		1ヵ月の勤務が120時間以上180時間未満の労働		B
		1ヵ月の勤務が80時間以上120時間未満の労働		C
		1ヵ月の勤務が60時間以上80時間未満の労働		D
	被雇用者（居宅内勤務） 自営協力者 （祖父母の事業の手伝いを含む。）	1ヵ月の勤務が160時間以上の労働		B
		1ヵ月の勤務が120時間以上160時間未満の労働		C
		1ヵ月の勤務が60時間以上120時間未満の労働		D
内職・農業協力者	勤務の態様から保育が困難と認められる場合		D	
2	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難と認められる場合		A
3	保護者の疾病	長期入院または常時臥床の場合		A
		長期安静を要する状態又は週3日以上通院・加療をしている場合		B
		精神性疾患のため、常時保育が困難と認められる場合		
		上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合		C
	保護者の心身障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、要介護4・5、障害基礎年金1級		A
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1、要介護3、障害基礎年金2級		B
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2、要介護1・2、障害者年金3級、自立支援医療、特定疾患		C
4	看護・介護	同居の親族を在宅介護している状態	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	B
			要介護3、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	C
		親族の病院等の付添い（週3日以上）のため保育が困難な場合		D
		上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる場合		E
5	震災・風水害・火災その他の災害の復興にあたっている状態			A
6	求職活動（起業準備を含む。）	求職のため昼間外出していることを常態としている		E
7	就学・職業訓練	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学中、又は入学予定		C
8	その他	市長が児童福祉の観点から保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合		A

優先利用事由		内容	優先度
1	ひとり親世帯	離婚・離婚調停中・未婚・死別・行方不明	a
2	生活保護世帯	生活保護世帯で就労・求職・職業訓練所通所等により保育が必要と認められる場合	b
3	主たる家計の主宰者の失業	生計の中心者の自己都合以外の失業等により、保育の必要性が高いと認められる場合	b
4	社会的擁護が必要な場合	緊急に保育の実施が必要と認められる場合	a
5	障がい児等	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けているなど支援が必要な児童と認められる場合	d
6	育児休業復帰	育児休業から復帰する場合 （出産に伴い退職し、同じ職場に再就職する場合を除く。）	d
7	卒園	年齢上限がある保育施設（地域型保育事業を含む。）の卒園児	d
8	保育士として勤務	保育所等に保育士として勤務する場合	c
9	兄弟姉妹等	既に保育所・保育施設を利用している、または新たに同時に兄弟姉妹で入所・転所を希望する場合	d
10	その他	入所選考の入所要件（家庭・就労状況等）と実際の状況が異なっていることが判明した場合	再選考
		書類不備	受付不可
		保育料の滞納がある世帯（卒園児を含む。）	選考保留

- 備考 1 同一保護者で基本点数の分類の該当項目が2つ以上になった場合には、指数の高い方を適用する。ただし、就労で申し込んだかたが出産する場合は、出産予定日から起算して産前42日の属する月から産後56日の属する月については出産の指数とする。
- 2 優先事由の項目に複数該当する場合はそれぞれの指数を加算する。
- 3 各就労時間は休憩時間を含む。

○提出書類について

申請書等は、瑞穂市役所**幼児支援課**（崇南庁舎）、福祉生活課（穂積庁舎）、各保育所・保育施設で配布しています。また、瑞穂市ホームページからダウンロードすることもできます。



- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
（お子さん1名につき1部、ご提出ください。）

- (2) 状況証明書・添付書類

お子さんと同一世帯に属して生計を一にしている世帯全員のかたの「状況証明書」が必要となります。下記の事項に該当する添付書類と一緒にご提出ください。ただし、同居の祖父母（60歳以上）やおじおばのかたは、提出不要です。

保育を必要とする事由		状況証明書添付書類
就労	祖父母 （60歳未満）	状況証明書の「就労状況等証明欄」に就労先の証明印 健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、証明印は省略可能
	自営業・農業の中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し
	育児休業からの復職予定のかた	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※入所月の翌月1日までに復職するかたが申込対象です。 復職後、復帰証明書をご提出いただきます。
妊娠、出産		母子健康手帳の写し等、出産予定日が分かるもの
疾病、障がい		障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書
介護・看護		介護を要する証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
災害復旧		罹災証明書等の写し
求職活動		ハローワークが発行するハローワークカード等の写し
就学		在学証明書、時間割表等の写し
虐待やDVのおそれがあること		保護命令等
育児休業取得時に、既に保育所を利用して子どもがいて継続利用が必要であること		状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※原則として3歳以上児で、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと思慮される場合に認められます。

- (3) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る個人番号提供書

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請に係る手続きにおいては、マイナンバー（個人番号）の提供が必要です。

(4)～(9)のうち、★印の書類は、マイナンバー（個人番号）の提供があれば提出不要となります。

マイナンバーを提供する際には、なりすましや誤りを防止するため、マイナンバー（個人番号）の確認とそのマイナンバーの持ち主であることの確認（本人確認）が必要になります。

記載した全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを持参してください（コピー可）。また、受付に来庁するかたの身分証明書も併せてお持ちください。

マイナンバー 確認書類	本人確認書類	
次のいずれか1つ	次のいずれか1つ	次のいずれか2つ以上
・個人番号カード ・通知カード ・個人番号の記載された住民票	・個人番号カード ・運転免許証、運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	・健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他

以下は該当するかたのみ提出していただきます

(4) 保育所延長保育申込書

延長保育をご希望のかたは、保育施設利用申込書と一緒にご提出ください。延長保育申込書は、毎年度提出が必要です（継続のかたも再提出が必要です。）。

(5) 入園説明会参加証明書

清流みずほ認定こども園の利用をご希望の場合で、6～8月頃開催された入園説明会に参加したかたは、入園説明会参加証明書をご持参ください。

(6) 保育料の決定に必要な提出書類

- ・父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）のかたの書類が必要です。
- ・所得課税証明書は1月1日に居住していた市町村で発行します。

区分	提出書類
平成31年1月2日以降に瑞穂市へ転入された場合	平成31年度（平成30年分）市町村民税所得課税証明書★
父母が単身赴任等で市外に住所を有する場合（平成31年1月1日現在）	
父母が海外に居住しており、市町村民税が課税されていない場合（平成31年1月1日現在）	勤務先等による収入証明書

(7) 広域利用理由書

瑞穂市外の保育施設の利用を希望する場合、詳細な理由を記入して提出していただきます。

(8) 支給認定証交付・再交付申請書

企業主導型保育事業の地域枠を利用するかたなど、支給認定証を施設に提示する必要のあるかたは、保育施設利用申込書と一緒にご提出ください。

(9) 世帯の状況により必要な提出書類

利用調整での優先利用事由や保育料の軽減の適用のために必要な書類です。

世帯の状況	提出書類
要保護者世帯	生活保護受給証明書★等の写し
ひとり親世帯	児童扶養手当証書★、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し
在宅の障がい者と同居する世帯	障がいのあるかたの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書★、障害基礎年金証書等の写し
利用を希望する児童が療育施設に通所しているなど支援が必要な場合	特別児童扶養手当証書★、障害福祉サービスの受給者証★の写し、診断書等
生計の中心者が失業した場合	雇用保険受給者証、離職票等、自己都合以外の失業であることが分かる書類

○保育時間について

通常保育時間は8：00～16：00です。

区 分	平 日	土曜日
市立保育所 まめっこ保育園	7：30～19：00	7：30～12：00
清流みずほ保育園 清流みずほ認定こども園	7：30～19：30	7：30～17：30
ほづみの森こども園	7：30～19：00	8：00～15：00
ニチイキッズ瑞穂保育園	8：00～19：30	8：00～18：30
ちびっこ園。ミズホ	7：30～18：30	8：00～12：00

延長保育をご希望の場合は、保育所利用申込書とは別に延長保育申込書の提出が必要となります（翌年度も継続される場合は、再度、ご提出が必要です。）。

延長保育をお申し込みいただきますと、延長保育時間帯にご利用がなくても延長保育料がかかります。また、延長保育の利用申込・変更・中止の届は、ご利用を希望する（又は中止する）月の前月20日まで（4月利用については2月末まで）に状況証明書等の書類を揃えてご提出ください。

なお、私立保育施設については、申込み・料金について別途設定の場合がありますので、ご利用される施設にご確認ください。

○障がい児保育について

集団保育になじめる、中・軽度の障がいのあるお子さんの保育も実施しています。

利用の可否及び保育時間などは、面接のうえ決定させていただきます。

詳しくは、幼児支援課までお尋ねください。

○広域利用について

瑞穂市外の保育施設を利用できる場合があります。保護者のいずれかのかたの勤務地が該当市町村にあり、勤務時間の都合で、瑞穂市内の保育施設の保育時間に送迎できない等の条件があります。なお、受入市町村の事情等により、ご希望に添えない場合があります。

広域利用の申込みにつきましては、原則**幼児支援課のみ**で受付します。ご希望の保育施設の空き状況をご確認のうえ、お申込みください。

令和2年4月入所については、令和2年1月8日（水）以降に受付いたします。

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書 表面

- 家庭の状況等は、令和2年4月1日時点の見込みで記入してください。
- 裏面もご記入いただく欄があります。
- ご記入いただいた内容により、添付していただく書類があります。7～9ページと、裏表紙の「提出書類チェック表」をご確認ください。

様式第1号（第3条関係）

令和2年度
施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書兼
保育施設利用申込書

瑞穂市に住む児童の父母
どちらかの氏名を記入

受付印

記入不要です

申込日 令和元年9月1日

保護者氏名（申請者） 瑞穂 太郎 瑞穂 太郎 電話番号 自宅 058-328-XXXX 携帯（父） 090-XXXX-XXXX 携帯（母） 090-XXXX-XXXX

現住所 〒501-0305 瑞穂市 宮田300番地2 みずほハイビル202号

転入・転居予定日 瑞穂市

申込日現在の住所を記入

幼稚園又は認定こども園の教育認定のみを希望するかは「無」、それ以外のかは「有」に記す

保育の希望の有無

希望施設名 保育希望の場合希望施設は裏面に記入

利用期間 令和2年4月1日から 令和 年 月 日まで

利用曜日 月曜日から 金曜日まで

利用時間 7時30分から 19時00分まで

保育の必要量

利用児童の家庭の状況（利用開始希望日現在）父、母、兄弟姉妹及び同居に住んでいる人全員について

利用希望時間を記入 ※平日の利用時間を記入してください。

利用児童

瑞穂 桃子 本人 R2.4.1現在（いずれかに○） 0 1 ② 3 4 5 歳

瑞穂 太郎 父 株式会社〇△商事

瑞穂 花子 母 〇×ストア 大垣店

瑞穂 一郎 兄 中小学校 1年

瑞穂 二郎 弟 保育所申込み中

瑞穂 昭子 祖母 なし

利用を希望する児童の父母兄弟姉妹と、児童と同じ住所に住んでいるかた全員について記入

※父・母・兄弟姉妹は、単身赴任や就学等で別の住所に住んでいるかたも記入

※同じ住所で世帯分離しているかたも記入

※保育所等を希望する場合、この欄に記入した父母と60歳未満の祖父母について、状況証明書の添付が必要です。

生活保護の受給「有」又はひとり親家庭「該当」に○を付けた場合は状況を確認できる書類を添付

ひとり親家庭 非該当 該当

必要とする理由

父 就労 妊娠・出産 疾病・障がい 介護等 災害復旧 求職活動 就学 虐待・DV

母 就労 妊娠・出産 疾病・障がい 介護等 災害復旧 求職活動 就学 虐待・DV

同居し 保育所等を希望する場合に、父母それぞれ、家庭での保育が困難な理由として当てはまるもの全てに○

父 住所 氏名 祖父 瑞穂 大三

母 住所 氏名 祖母 瑞穂 正子

別居している祖父母がいる場合に記入

裏面もご記入ください

同意書兼誓約書

【同意事項】

- 【情報の収集】保育料の算定・収納のため、同一世帯者を含む市町村民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保健担当課、福祉担当課、教育・保育施設等に求める場合があること。
- 【情報の提供】保育所等の利用申込の際に収集した個人情報について、瑞穂市個人情報保護条例第7条の規定により、関係機関に提供する場合があること。また、保育料を滞納した場合は、保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。
- 【滞納処分】保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産（給与、預貯金、生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 【虚偽の申請】申込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定を取り消すこと。また、利用開始後に申込みの内容が事実と異なることが判明した場合は、退所となる場合があること。

【誓約事項】

- 【保育料の納入】保育料は、納期限までに必ず納付すること。
- 【現況届】世帯構成（婚姻、離婚、祖父母等と同居となったなど）、保育を必要とする事由（就労、疾病など）など、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 【書類の提出】就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。
- 【その他】世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。

上記の事項を確認のうえ同意し、遵守することを誓約します。

瑞穂市長 様

保護者氏名

瑞穂 太郎

瑞穂 花子

内容を確認のうえ、保護者氏名を記入し押印

保育施設利用に係る確認票

保育施設の利用については

- ・保育を必要とする 利用を希望する施設名と希望理由を記入
- ・希望者が多数いる 最大第5希望まで記入できます。
- ・保育を必要とする お子さんの年齢により受入れできない施設もあります。
- ※「第1希望のみの記入」「第5希望まで記入」といった記入の状況は優先順位には影響しません。

○利用を希望する

希望順位	施設名	第1希望施設の希望理由
第1希望	中保育・教育センター (保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育)	① 自宅に近い ② 勤務先に近い ③ 通勤経路上 ④ 兄弟が在園 ⑤ 以前通所 ⑥ その他
第2希望	清流みずほ保育園 (保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育)	希望外の保育施設について
第3希望	清流みずほ認定こども園 (保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育)	どちらかに✓を入れてください(利用の優先順位には影響しません)。
第4希望	南保育・教育センター (保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育)	□左記以外の保育施設は希望しない。 ☑左記以外の保育施設であっても空きがあれば利用したい。
第5希望	ニキキス瑞穂保育園 (保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育)	(希望しない施設がある場合 施設名: 本田第1保育所、別府保育所)

○利用を希望する児童の状況(記入内容は利用の優先順位に影響しません。)

集団保育の経験	無・有 (通所中・平成30年12月退所)	持病・障がい	希望しない
アレルギー	未確認・無・有 アレルギー(エビ、ピーナッツ)	療育施設等への通所	希望しない
※外国人の場合日本語での会話	できる・できない 話せる言葉() 読める言葉()	その他心配ごと	希望しない
		事前面談	希望しない・希望する

どちらかに✓希望しない施設欄は、お子さんの年齢により受入れできない施設は記入しないでください。
※瑞穂市立保育所では、運動会等の行事について複数の保育所が同日に実施する場合があります。兄弟姉妹と別の保育所を希望する場合はあらかじめご了承ください。

※加配保育士の必要度等について検討します

*市町村利用欄

○支給認定(可)

病院や健診での指摘、アレルギーなど、お子さんの保育施設利用にあたり心配なことがございましたらご記入ください。事前面談をご希望の場合は、後日日程のご連絡をさせていただきます。

記入不要です

状況証明書

表面

- 児童の父母及び同居で60歳未満の祖父母についてそれぞれ提出が必要です。
- 複数の児童について同時に申請する場合は、原本は1通で結構です。
- 2か所以上で勤務している場合は、勤務先ごとに1通ずつ証明をもらってください。
- 用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
- 勤務先がExcelデータでの作成を希望する場合は、瑞穂市ホームページからダウンロードが可能です。

状況証明書 就労(採用内定・育児休業)証明書

瑞穂市教育委員会教育長 様

■この証明書は、保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

勤務先で記入してもらい、証明を受けてください。
訂正箇所には証明印欄の印で押印してください。
証明者は勤務状況を証明できるかたであれば、店長・営業所長・所属長・人事課長等でも結構です。
農業協力者の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

■証明日は、就労を証明できるかたの勤務日とします(雇用主様へご確認ください)。
(例: 営業所長、店長、人事課長、所属長等)

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日 令和 元 年 8 月 21 日

事業所名 (株)〇△ストア

代表者名 岐阜 明男

所在地 岐阜市〇〇1番地1

電話番号 (058)×××-××××

証明印

記入者職・氏名 大垣店店長 大垣 治男

※ 証明印欄には事業所印、代表者印、記入者印のいずれかを押印すること(スタンプ印不可)。
証明印欄以外についてはゴム印可。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄
勤務先事業主に関する事項		
1	業種	◆農業、林業 ◆情報通信業 ◆学術研究、専門・技術サービス業 ◆医療、福祉 ◆漁業 ◆運輸業、郵便業 ◆卸売業、小売業 ◆宿泊業、飲食サービス業 ◆公務 ◆鉱業、採石業、砂利採取業 ◆建設業 ◆金融業、保険業 ◆生活関連サービス業、娯楽業 ◆その他()
就労者に関する事項		
2	就労者氏名	ふりがな みずほ はなこ 瑞穂 花子
3	就労者住所	
就労状態等に関する事項		
4	雇用(予定)期間	☒ 無期 ☐ 有期 ☐ 更新予定 令和 20 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 日 有 無 未定
5	勤務先事業所名	上記事業所と同じ 〇△ストア 大垣店
6	勤務先住所	上記以外(居宅外) 大垣市〇〇1番地2
7	勤務先電話番号	自宅 (0584) ××-××××
8	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 派遣社員 ☐ 会社役員 ☐ その他() ☐ 自営業(中心者) ☐ 自営業(協力者) ☐ 農業協力者 ☐ 内職
9	就労時間(固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝祭日 平日 土曜・日曜 8 時 15 分 ~ 17 時 15 分 月 20 日 平日 土曜・日曜 9 時 30 分 ~ 12 時 00 分 月 1 日 平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分 ※勤務日数の計算は、勤務時間の合計は、休憩時間を含めて計算してください。
10	就労時間(変則就労の場合)	週間・月間・年間 時間 分 最も早い出勤時間 ※こちらには労働契約上の正規の勤務時間を記入し、育児短時間勤務制度を利用する場合の勤務時間は備考欄に記載してください。
11	就労実績	
12	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中 ☒ 期間終了 ☐ 平成 31 年 1 月 14 日 ~ 平成 31 年 4 月 21 日
13	育児休業の取得(予定期間)	取得予定 ☒ 取得中 ☐ 期間終了 ☐ 平成 31 年 4 月 22 日 ~ 平成 2 年 2 月 24 日 短縮可能時期 平成 年 月 日 延長可能時期 平成 3 年 2 月 24 日
14	復職(予定)年月日	平成 2 年 4 月 1 日 ※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める育児休業について、育児休業中、または1年以内に育児休業から復帰したかたはこの欄も記入してください。
その他		
15	備考欄	職種 保育士 ☒ 保育士以外 ☐ 上記契約以外の勤務(残業) ☐ 有 ☐ 無 休日 定休(月・火・水・木・金・土) 日 祝祭日 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日 育児短時間勤務制度 有 ☒ 無 ☐ 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分 その他

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児支援課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄

提出日 令和 元 年 9 月 1 日

通勤手段 電車・バス・車・自転車・徒歩・その他() 通勤時間(片道) 0 時間 20 分

保護者氏名 瑞穂 花子 (印) 児童との続柄 父・母・祖父・祖母・その他()

児童名 瑞穂 桃子 生年月日 平成 29 年 5 月 1 日 施設名 中保育・教育センター (申込中(第一希望))

児童名 瑞穂 二郎 生年月日 平成 元 年 2 月 25 日 施設名 中保育・教育センター (申込中(第一希望))

児童名 生年月日 平成 年 月 日 施設名 利用中

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する保育施設、
■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の
■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面に記入してください。

保護者のかたご自身でご記入ください。
「保育を必要とする理由」が就労以外の場合は裏面に記入してください。

就労以外の理由の場合

保護者のかたご自身でご記入ください。
当ではまる事由に○を付け、状況を記入してください。
右欄に記載されている書類の添付が必要です。

保育を必要とする理由	状況記入欄	添付書類
② 妊娠・出産	令和 2 年 5 月 15 日 出産(予定)	母子健康手帳(表紙及び出産予定日が分かるページ)の写し
③ 障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳 身体・療育・精神 級 障害年金 級 要介護 特定疾患 自立支援医療 その他()	障害者手帳、年金証書、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証等の写し
疾病	診断書のとおり	診断書(下記に証明又は別紙)
④ 介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 瑞穂 昭子 子どもとの続柄(祖母) 身体・療育・精神 級 要介護 病院等への付添い 週 1 日	・障害者等の場合は障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・上記以外の場合は診断書(下記に証明又は別紙)
⑤ 災害復旧	令和 年 月 日 罹災	罹災証明書
⑥ 求職活動		ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し
⑦ 就学	学校名 △△専門学校 通学時間(片道) 45 分 入学(予定)日 平成 令和 元 年 10 月 1 日 修了(予定)日 令和 3 年 9 月 30 日	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
⑧ 虐待・DV		状況の分かる書類
⑩ その他		状況の分かる書類

診 断 書

患者氏名	瑞穂 昭子	生年月日	大正 平成 昭和 令和 27 年 10 月 30 日
住 所	瑞穂市宮田300番地2 みずほハイツI-202号		
病 名	〇〇〇〇		
加療見込期間	平成 令和 30 年 6 月 3 日 ~ 令和 2 年 6 月 2 日		
加療の方法	☐ 入院(入院期間: 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) ☒ 通院(1 回/週) ☐ 往診(回/週・月) ☐ 自宅療養		
傷病の程度	☒ 絶対安静 ☐ 常時看護人必要 ☐ その他() 児童の保育にあたること ☒ 不可能・ある程度可能・可能		
上記のとおり診断します。 令和 元 年 8 月 13 日			
医療機関名	岐阜〇〇総合病院		
住 所	岐阜市〇〇3番地		
医師氏名	岐阜 一郎		

提出日		令和 元 年 9 月 1 日
保護者氏名	瑞穂 花子	児童との続柄
父・母・祖父・祖母・その他()		
児童名	瑞穂 桃子	生年月日 平成 令和 29 年 5 月 1 日
施設名	中保育・教育センター	利用中 申込中(第一希望)
児童名	瑞穂 二郎	生年月日 平成 令和 元 年 2 月 25 日
施設名	中保育・教育センター	利用中 申込中(第一希望)
児童名		生年月日 平成 令和 年 月 日
施設名		利用中 申込中(第一希望)

■この証明書は、保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児支援課 TEL(058)327-2147

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書

○複数の児童について同時に申請する場合は、原本は1通で結構です。

世帯番号 記入不要です

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る個人番号提供書

瑞穂市教育委員会教育長 様

上記認定申請 申請書表面に記入した保護者氏名を記入してください

令和 元年 9月 1日

フリガナ	ミスホ タロウ	性別	生 年 月 日
保護者氏名 (申請者)	瑞穂 太郎	男・女	大正 昭和 平成 57年 9月 10日
住 所	瑞穂市 宮田300番地2 みずほハイツ1-202号		
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×		

○利用児童の個人番号 (※申請者が記入) 教育・保育施設の利用を希望するお子さん全員についてご記入ください

1	氏 名	瑞穂 桃子	生年月日	平成 令和 29年 5月 1日	3	氏 名		生年月日	平成・令和 年 月 日
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	個人番号						
2	氏 名	瑞穂 二郎	生年月日	平成 令和 元年 2月 25日	4	氏 名		生年月日	平成・令和 年 月 日
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	個人番号						

○利用児童以外で申請者と同一世帯に属する者の個人番号 (※申請者が世帯員の個人番号を確認の上記入すること)

1	氏 名	瑞穂 花子	続柄	妻	5	氏 名		続柄	
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	個人番号						
2	氏 名	瑞穂 一郎	続柄	子	6	氏 名		続柄	
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	個人番号						
3	氏 名	瑞穂 昭子	続柄	母	7	氏 名		続柄	
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	個人番号						

(申請者と提出者が異なる場合)

下記の者を代理人と定め、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号の提供に関する権限を委任します。

保護者と利用児童以外で、申請書の「家庭の状況」欄に記入したかた全員についてご記入ください。続柄は申請者から見た続柄としてください。

代理人 住所 瑞穂市宮田300番地2 みずほハイツ1-202号

氏名 瑞穂 花子 申請者との続柄 (妻)

備考

- ・全ての個人番号に記入した保護者と別のかたが申請にいらっしゃる場合、来庁するかたの氏名等を記入してください。また、来庁するかたの身分証明書(運転免許証など、原則顔写真付きのもの)をお持ちください。
- ・ご提出いただいた申請に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本書は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報(番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません)。

※市記入欄

番号確認に使用した書類	来庁者の本人確認に使用した書類
☐ 個人番号カード ☐ 通知簿 ☐ 住民票 ☐ その他	記入不要です

延長保育申込書

○利用を申込む児童 1 人につき 1 枚ご提出ください。

様式第 2 号（第 8 条の 2 関係）

保育所延長保育申込書

令和 元 年 9 月 1 日

瑞穂市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 瑞穂市宮田300番地2
みずほハイツ1-202号

氏 名 瑞穂 太郎 (瑞穂印)

(電話番号 058 - 328 - XXXX)

申請書表面に記入した保護者氏名を
記入してください

次の児童の延長保育を申請します。なお、申請にあたり、下記の内容を確認の上、承諾します。

記

- 1 各保育所のルールを守り、必ず保育時間内に送迎すること。
- 2 保育所保育料又は延長保育料を滞納した場合は、延長保育の実施を取り止める場合があること。

児 童 氏 名	瑞穂 桃子		
生 年 月 日	平成 令和	29 年 5 月 1 日	性 別 男 ・ 女
保 育 所 名	中 保育所 保育・教育センター	ク ラ ス 名 (利用中の場合)	記入不要です
延長保育 利用開始年月	第1希望の施設名を 記入してください 令和 2 年 4 月から		
保 育 を 希 望 す る 時 間	利用時間 (24時間表記)	7 時 30 分から 19 時 00 分まで	
申 込 理 由	☒ 勤務の就業時間が遅いため ☐ 恒常的な残業があるため ☐ 勤務場所と保育所の距離が遠いため ☐ その他 ()		
備 考	申請書に記入した利用時間と統一してください。 平日の利用時間を記入してください。		

※入所の翌月以降の申込みは、前月の 20 日までにご提出ください。

4 保育施設保育料等について

○保育料について

- (1) 保育料は、原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。

父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母等と同居しているかたは、家計の主宰者（祖父母等）との合算になります。

- (2) 保育料の算定基準となる市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を保育料に反映させる観点から、4月～8月と9月～3月で保育料が変わります。

区 分	課税資料	利用者負担額通知
4月から8月分の保育料	平成31年度の市町村民税の額	4月中旬頃発送予定
9月から3月分の保育料	令和2年度の市町村民税の額	8月下旬頃発送予定

- (3) 長期間欠席されても、在籍している場合は保育料を納めることになります。

- (4) 年齢は、令和2年4月1日における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の保育料は変わりません。

○瑞穂市立保育所・私立保育所の保育料納付について

※私立認定こども園、小規模保育、市外の公立保育所等の納期限及び納付方法は、施設により異なります。

- (1) 保育料の納期限は、毎月10日（4月は30日）です。土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限になります。納期限までに保育料の納入がない場合には、納期限から20日以内に督促状を発行します（督促手数料200円が別途加算されます。）。

※保育料の納付は、原則、口座振替でお願いします（口座振替日前には、必ず預金残高をご確認ください。）。「口座振替依頼書」を内定通知書（随時入所の場合は保育料決定通知書）に同封しますので、直接金融機関でお申込み手続きをしてください。お子様1名につき1部ご提出が必要です。

※納期限（口座振替日）予定表

期 別	納期限 (口座振替日)	期 別	納期限 (口座振替日)	期 別	納期限 (口座振替日)
4月分	4月30日(木)	8月分	8月11日(火)	12月分	12月10日(木)
5月分	5月11日(月)	9月分	9月10日(木)	1月分	1月12日(火)
6月分	6月10日(水)	10月分	10月12日(月)	2月分	2月10日(水)
7月分	7月10日(金)	11月分	11月10日(火)	3月分	3月10日(水)

- (2) 保育料の滞納がある場合は、市から支払われる児童手当の各支払期（6月・10月・2月）に、保育料を児童手当から直接徴収（特別徴収）を行います。
- (3) 保育料を3か月以上滞納された場合は、退所していただく場合があります（延長保育等をお受けできない場合があります。）。家庭の経済状況の変化等により納付が困難となった場合は、納付相談も行っておりますので、お早めにお申し出ください。

○保育料 Q&A

Q1 令和2年度の保育料は、どのようにして決定されるのですか？

A1：児童と世帯及び生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の令和2年度（4月から8月までの場合にあっては、平成31年度）分の市町村民税額の合算額により決定します。

Q2：祖父母と一緒に生活していますが、祖父母の市町村民税等も保育料の算定に含まれますか？

A2：原則的には、祖父母の市町村民税等は含めず、父母の税額で決定しますが、家庭の状況により父母以外のかたの税額を含めて決定する場合があります。

Q3：兄弟姉妹が保育所等に入所等している場合、保育料はどうなりますか？

A3：同一世帯の兄弟姉妹については、小学校就学前の児童の年齢の高い順に、1人目の場合は全額、2人目の場合は半額、3人目の場合は無料となります。なお、該当する階層区分等により、小学生以上の兄弟姉妹についても多子軽減の対象となる場合があります。

Q4：家を建てたことで確定申告をして住宅借入金等特別控除により市町村民税額が安くなりましたが、保育料は安くなりますか？

A4：保育料は安くなりません。住宅借入金等特別控除は保育料の算定の対象になりませんので、控除前の市町村民税額で決定します。

Q5：年度途中で確定申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？

A5：保育料が変わる場合がありますので、すぐに幼児支援課へご連絡ください。

Q6：年度途中で家族構成が変わりましたが、手続きが必要ですか？

A6：保育料が変わる場合がありますので、届出をしてください。

Q7：年度途中で生活保護を受け始めました。手続きが必要ですか？

A7：保育料が変わりますので、届出をしてください。

《保育料が変わる可能性のある場合》

- ①生活保護の受給を開始した・終了した
- ②家族構成が変わった（ひとり親家庭になった、合算対象者と生計が別になった等）
- ③障害者手帳の交付を受けた、障害年金や特別児童扶養手当の受給が始まった・終了した
- ④年度の途中で所得の申告を行った

○平成31年度公私立保育施設保育料等徴収額表（参考）

※国の幼児教育・保育無償化に伴い、変更を予定しています。詳細は決定次第お知らせする予定です。

保育施設保育料は次のとおり世帯の状況によって基準表が異なります。なお、「3歳未満児」は、平成31年4月1日現在の状況となり、年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は3歳未満児とみなされます。また、「多子軽減」については次ページをご覧ください。

1 被保護者等世帯（生活保護世帯等）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育施設保育料（月額）		延長保育料 （月額）
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
1	被保護者等世帯	0円	0円	0円

「被保護者等」とは、次に掲げる者が属する世帯です。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

2 要支援者等世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育施設保育料（月額）		延長保育料 （月額）	多子軽減対象者
階層区分	市町村民税所得割合算額	3歳未満児	3歳以上児		
2-1	非課税	0円	0円	1,000円	
3-1	0円（均等割のみ）～48,599円	3,600円	2,400円	5,000円	㉠年齢上限なし
4-1	48,600円～77,100円	3,600円	2,400円		
4-1G	77,101円～96,999円	15,000円	13,000円		㉡満18歳まで
5～8階層については、「一般世帯」に同じ					未就学児まで

「要支援者等」とは、次に掲げる世帯です。

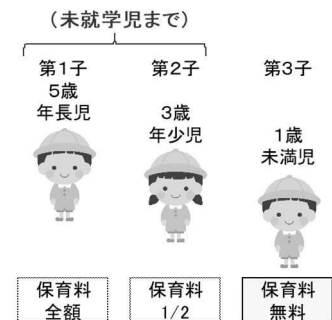
- (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障がい児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

3 一般世帯

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育施設保育料（月額）		延長保育料 （月額）	多子軽減対象者
階層区分	市町村民税所得割合算額	3歳未満児	3歳以上児		
2-2	非課税	3,600円	2,400円	1,000円	
3-2	0円（均等割のみ）～48,599円	9,800円	7,400円	5,000円	㉠年齢上限なし
4-2	48,600円～57,699円	15,000円	13,000円		
4-2G	57,700円～96,999円	15,000円	13,000円		㉡満18歳まで
5	97,000円～168,999円	26,700円	18,000円	5,000円	未就学児まで
6	169,000円～300,999円	39,600円	20,000円		
7	301,000円～396,999円	44,000円	23,000円		
8	397,000円以上	52,000円	27,000円		

○保育施設保育料の多子軽減について

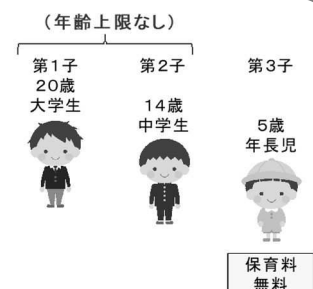
同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が同時に幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部を利用、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、それらの児童の年齢の高い順に数えて、1人目の児童（第1子）の保育料は表に定める金額、2人目の児童（第2子）の保育料は表に定める金額の半額、3人目（第3子）以降の児童の保育料は無料となります。



ただし、次の階層に該当する場合は、多子軽減の対象者及び軽減内容が変わります。

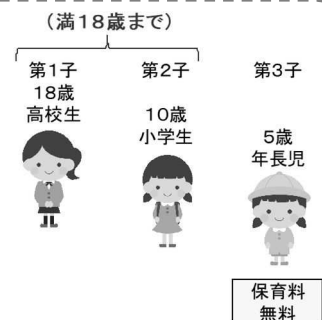
㊤ 年齢上限なし

- ・階層区分 (要支援世帯) 2-1、3-1、4-1
(一般世帯) 2-2、3-2、4-2
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の兄弟を対象とし、年齢の上限はありません。ただし、住民票を別にして寮で暮らす兄弟がいるなどの場合は、戸籍謄本（保険証）等の提出が必要です。
- ・軽減内容 第2子の保育料は表に定める金額の半額、第3子以降の保育料は無料となります。2-1、3-1、4-1、2-2 については第2子以降無料です。



㊤ 満18歳まで（第3子以降のみ）

- ・階層区分 (要支援世帯) 4-1G
(一般世帯) 4-2G
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の満18歳未満の兄弟を対象とします。
- ・軽減内容 第3子以降となる場合、保育施設保育料が無料となります。（第2子の場合は軽減なし）



要支援者等世帯の第2子の保育料無料

- ・階層区分 (要支援世帯及び非課税世帯) 2-1、2-2、3-1、4-1
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の兄弟を対象とし、年齢の上限はありません。ただし、住民票を別にして寮で暮らす兄弟がいるなどの場合は、戸籍謄本（保険証）等の提出が必要です。
- ・軽減内容 第2子以降となる場合、保育施設保育料が無料となります。

5 瑞穂市立保育所の概要

瑞穂市の公立保育所は8カ所あり、各園での特徴があります。施設の見学をご希望の際は、各園にお電話にて予約をお願いします。各保育所の概要については、瑞穂市ホームページにも掲載しております。瑞穂市保育所施設一覧図に記載のQRコードからご覧ください。

○保育目標について

瑞穂市の保育所では、行き届いた環境の下で、養護と教育を一体とし、温かい雰囲気の中でお子さん一人一人の情緒を安定させ、心身の調和を図りながら「豊かな感性を持ち知的好奇心を育む教育」を実施します。

- (1) 仲よく遊ぶ子……**なかよくしよう**……約束を守り相手を思いやって仲よく遊ぶ
- (2) 明るく健康な子……**げんきにあそぼう**……基本的生活習慣を身につけ安全に気を付けて遊ぶ
- (3) 自ら行動する子……**すすんでしよう**……身近な環境に積極的に関わって遊ぶ

○保育の内容について

(1) 健康安全生活への養護

基本的生活習慣（食事・睡眠・排泄・衣服の着脱・清潔）や、安全及び社会生活習慣の自立を図っていきます。

(2) 遊び

健康・人間関係・環境・言葉・表現の各活動を総合的に遊びに取り入れ、お子さん一人一人の主体性や創造性を養っていきます。

(3) 昼食と間食について

- ・3歳未満児は、自園調理による給食です。午前10時と午後3時に間食があります。離乳食には対応しておりませんので、持参をお願いする場合があります。
- ・3歳以上児は、学校給食センター調理による給食です。午後3時に間食があります。
- ・保育時間が午後5時を過ぎるお子さんには、夕方に間食があります。
- ・食物アレルギーへの対応は除去食となります。代替食の持参をお願いする場合があります。

(4) 午睡

- ・3歳未満児、3歳児及び4歳児は、年間を通して行います。
- ・5歳児は、運動量の多い運動会ごろまでは毎日行います。運動会以降は天候や健康状態などを考慮して行います。期間は、各保育所により多少の違いがあります。

○保育所との連絡について

- (1) 保育所からの連絡は、毎月「保育所だより」その他の印刷物及び掲示板などで行います。台風等緊急時の連絡として、メール配信サービスへの登録をお願いしています。
- (2) 保育所への連絡がある場合は、毎日の送迎時に職員にお申し出ください。

○休業日について

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、その他市長が認めた日

○依頼保育について

年度初め、お盆、年末年始の前後2日間程度、年度末等に依頼保育期間を設けております。この期間にご利用をご希望の場合は、各保育所へお申し出ください。

○慣らし保育について

入所後間もないお子さんが保育所生活に慣れるまで、入所式後一週間ほど保育時間を次のとおりとしております。勤務の都合等やむをえない場合は、慣らし保育期間中も終日お預かりが出来ますので、各保育所にお申し出ください。

	始まり	お帰り	給食
入所式後2～3日	8時30分～9時	11時	なし
その後2～3日	8時30分～9時	13時	あり

○主な行事

- 4月 入所式
- 5月 こどもの日お楽しみ会
遠足（年少～年長）
- 6月 保育参観
- 7月 七夕会、夏祭り
- 9月 保育参観
遠足（年長）
- 10月 運動会
遠足（年少～年中）
- 11月 保育参観
- 12月 お餅つき
クリスマス会
- 2月 節分の会
保育参観
- 3月 ひなまつり会
保育証書授与式

その他、各保育所で様々な行事を実施しています。行事の内容は、保育所ごとに趣向を凝らしています。

○1日の生活

0・1・2歳児	時間	3・4・5歳児	
登所（早朝保育） ・所持品の整理	7:30	登所（早朝保育） ・所持品の整理	保育標準時間
登所（通常保育） ・所持品の整理 あそび ・季節の歌や手遊び ・保育士や友達と遊ぶ	8:00 9:00	登所（通常保育） ・所持品の整理 あそび ・自ら取り組む遊び	
間食 あそび	10:00 11:00	朝の会 ・お休み調べ ・返事遊び ・季節の歌 クラス活動 ・製作 ・集団あそび	
給食	12:00	給食 ・手洗い・配膳・食事 ・片付け・歯みがき	通常保育 保育短時間
午睡	13:00 14:00	午睡	
間食 ・絵本、紙芝居を見る	15:00	間食 帰りの会 ・一日の振り返り ・絵本、紙芝居を見る	
降所（通常保育） あそび	16:00 17:00	降所（通常保育） あそび	
間食 ・混合保育	18:00	間食 ・混合保育	
降所	19:00	降所	

※ 各保育所の状況、行事、季節により違いがあります。

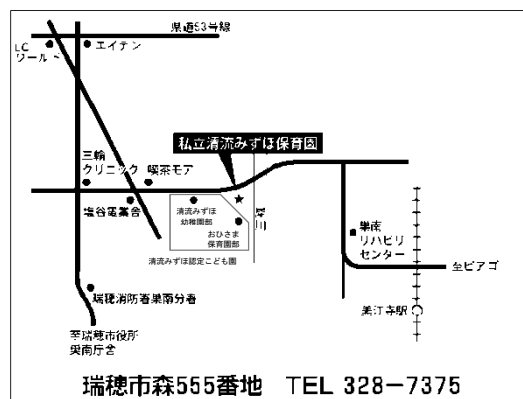
○保育料とは別に必要となる料金

- (1) 共済掛金 375円のうち、保護者負担額 年額240円
保育中のケガや送迎時の災害に対して独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の災害共済保険に全員加入をお願いしています。
- (2) 保護者会費 月額100円程度
- (3) 主食代（3歳以上児のみ） 月額1,000円程度 ※0～2歳児は必要ありません。
※幼児教育・保育無償化に伴い、副食代についても実費徴収となる見込みです。なお、副食代については世帯の状況により免除となる場合があります。
- (4) 保育用品代 スモック（3歳以上児のみ）2,750円程度、カラー帽子800円程度
保育所での生活に必要なスモックやカラー帽子等を準備していただく必要があります。詳細は各保育所の利用説明会でお知らせします。

6 私立保育施設について

○清流みずほ保育園

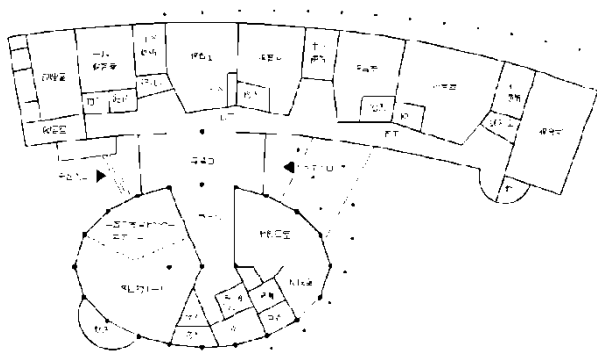
「三つ子の魂百まで」ということわざがありますが、0歳から3歳までの成長というのは、3歳から成人になるまでの成長よりも大きいといわれます。このわずかな3年間は人間の人格の基礎を作るときです。私たちはこの3年間に大切にしっかりと受け止め育てていきます。



「保育園は第二の家庭であり、保育士は第二の母」

- ・愛情たっぷりの雰囲気の中で、感謝と思いやりの心を育てます。
- ・子どもの心が安定し、楽しく遊べる環境づくりと子どもの生活のリズム（繰り返しのリズム）を大切にします。
- ・子どもの“模倣を通して学ぶ”ということを大切にし、周りにいる大人が良い手本を示します。
- ・子どものありのままの姿を受けとめ、保護者の皆様と一緒に考えながら歩んでいきます。

施設類型	保育所
実施主体	社会福祉法人 清流会
保育年齢	8か月から2歳児
定 員	60名
特別保育サービス	・延長保育 ・障がい児保育 ・一時預かり ・子育て支援センター
保育時間	平 日 7:30～19:30 土曜日 7:30～17:30
一時預かり	対象児童：10か月から小学校就学前 利用時間：保育時間内
保育料等	保育料は、公立保育所と同一です。 保育料は瑞穂市へ納めていただきます。 ただし、延長保育料、一時預かりの保育料は、直接清流みずほ保育園へ納めていただきます。



【施設平面図】

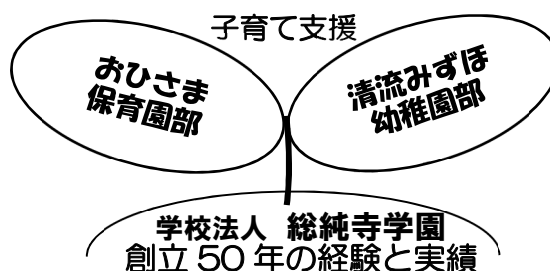
〇清流みずほ認定こども園

～清流みずほ幼稚園部（以上児）・おひさま保育園部（未満児）～

瑞穂市森に、子ども子育て支援新制度のもと、平成28年4月、学校法人立の幼保連携型認定こども園として岐阜県初の認可を受けました。

岐阜県産の木のぬくもりを感じる木造の園舎で、異年齢（0歳から就学前まで）の子ども達が兄弟・姉妹のように過ごし、愛たっぷりの教育・保育を実施しています。おひるごはんは専属の管理栄養士による、季節の有機野菜をふんだんに使用した一汁一菜の和食メニュー。園庭は野菜や果実、木の実が採れる季節感にあふれ、農園では種まきから収穫まで子どもたちと一緒に体験活動しています。その他保護者向けの教育講座等も実施し、清流みずほ認定こども園は「教育・保育は保護者と園との共同作業である」この理念を大切にしています。

清流みずほ認定こども園
年齢や発達に応じた一人ひとりの芽を大切に育てます



保育・教育の願い

「愛とぬくもり、そして本物の環境」

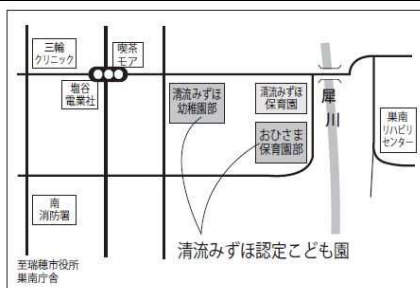
私たちはリーベリースタイルを実践しています

- ・愛ある雰囲気の中で、意志と感謝と思いやりの心を育てます。
- ・乳児期から幼児期までの子どもが生活する場として、安定した生活の流れ、憧れや模倣、思いやりの対象となる異年齢児とのかかわりを大切にします。
- ・豊かな環境の中で、子どもの興味・関心・好奇心や模倣を通して学ぶということを大切に、周りにいる大人が良い見本を示します。
- ・保護者との連携の中で一人ひとりの心身の発達の特性を考え、共に歩んでいきます。

リーベリースタイルとは？

R.シュタイナー博士の理論に基づき、時代のニーズの中で日本の風土、伝統文化にふさわしく練り上げた、子どもたちの生きる根っこを作るための新たな教育方式です。

施設類型	幼保連携型認定こども園	実施主体	学校法人 総純寺学園
保育年齢	8か月から5歳児	定 員	1号子ども 60名 2号子ども 90名 3号子ども 65名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育 子育て支援センター 幼稚園型一時預かり		
保育時間	平 日 7:30～19:30 土曜日 7:30～17:30		
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。その他の経費に関しましては入園説明会、事前の園見学の際にご確認ください。		



お問合せは・・・

清流みずほ認定こども園

清流みずほ幼稚園部

瑞穂市森557 ☎058-328-7228

<http://www.lieberrystyle.com/mizuho/>

おひさま保育園部

瑞穂市森565 ☎058-328-2078

<http://www.lieberrystyle.com/ohisama/>

○ほづみの森こども園

穂積保育所の民営化を受け、平成31年4月より公私連携保育所型認定こども園として新たなスタートを致しました。0歳～2歳児は育児担当制保育で丁寧な関わりを、3歳～5歳児の幼児クラスでは子どもの主体性を尊重し「自ら学びに向かう力」を育む保育・教育を行います。



法人理念 ともに生き ともに育ちあう教育・保育の実践
教育・保育方針

- ・ 個の尊重 ～一人ひとりを大切にし、ありのままを受けとめる～
- ・ 心の育成 ～思いやりの心や自己肯定感を育む～
- ・ 知の育成 ～考える力、想像力を養う～
- ・ 生きる力の育成 ～主体性を大切に、能動的に行動できる力を培う～

施設類型	保育所型認定こども園		
実施主体	社会福祉法人 慈雲学舎		
保育年齢	8か月から5歳児		
定 員	90名	幼稚園利用 1号子ども（3歳～5歳児） 15名 保育園利用 2号子ども（3歳～5歳児） 45名 3号子ども（0歳～2歳児） 30名	
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育 子育て支援センター 一時預かり（幼稚園型・一般型）		
保育時間	平 日 7：30～19：00 土曜日 8：00～15：00		
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。 その他徴収経費に関しましては、下記までお問い合わせください。		



お問い合わせ先
社会福祉法人 慈雲学舎〔ジウングクシャ〕
ほづみの森こども園
瑞穂市穂積 966-1
電話番号 058-322-5300

〇まめっこ保育園

瑞穂市本田エリアに、平成29年4月1日にオープンした小規模保育(B型)*です。瑞穂市で初めての小規模保育として認可されました。

民家をリフォームした、まるでもうひとつのおうちのような場所で、少人数の、ゆったりとした温かい保育を行っています。

※小規模保育は、職員数が保育所の配置基準+1名。職員の資格は、A型は全員が保育士、B型は1/2以上が保育士で、保育士以外は規定の研修を受けた子育て支援員です。

保育の願い

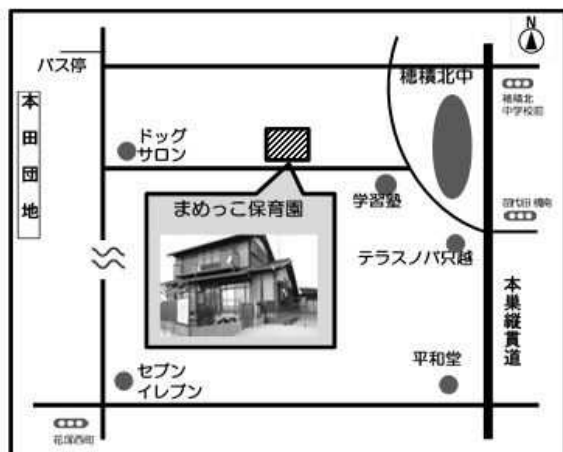
- ・家庭のようなぬくもりの中で、子どもが安心して生活できることです。
- ・子ども一人ひとりの個性や気持ちを大切に、その子の育つ力に寄り添います。
- ・子ども・保護者・保育者が互いに尊重し合い、学び、育つところです。

施設類型	小規模保育B型
実施主体	NPO 法人 キッズスクエア瑞穂
保育年齢	10 か月から 2 歳児
定 員	12名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育
保育時間	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~12:00
保育料等	保育料の額は公立保育所と同一です。 直接「まめっこ保育園」へ納めていただきます。



▲毎日、散歩&外遊び

※園児が生活している様子を見ていただくためにも、ぜひ平日の午前中に見学にお越しください。園児はいませんが、第3日曜午前中もOKです。どちらも必ず事前に電話予約をお願いします。



★大切にしていること

- ・保育者との愛着形成
- ・対話を大切に。子どもの思いを聞き、一緒に考える姿勢 ⇒自分で考える力
- ・思わず遊びたくなる環境作り
- ・毎日、散歩&外遊び
- ・ミネラル豊富な和食の給食
- ・できるだけ無農薬有機栽培野菜を使用
- ・季節を感じる野菜作り
- ・おしゃべり会で保護者もつながる

NPO 法人キッズスクエア瑞穂

2002年にNPO法人として認証され、子育て支援や、子どもの体験活動を行っている法人です。



小規模保育 まめっこ保育園

住所 瑞穂市本田1175番地 TEL/FAX 058-201-7855
メール mameko@gol.com HP <http://kidssq.org/>

○ニチイキッズ瑞穂保育園

ニチイキッズ瑞穂保育園は、平成 30 年 4 月に開所した小規模保育（A 型）です。

私達ニチイキッズは、子どもたちも、保護者の方々も、地域の人々も皆が笑顔になれる保育サービスを展開します。子どもたちの笑顔と『安心・安全』という信用をひとつに。

子育てのお手伝い、ニチイキッズにお任せ下さい。

保育目標



すくすく育つ

- **健全な心と健康な身体**
心と身体の発達の中で生活の基本を学びます。
徳育・食育・体育を通して心と身体の両面の成長を促します。
基本的な社会のルールやマナーを、集団生活の中で学びます。



わくわく遊ぶ

- **積極的に学ぶ好奇心**
遊びから始まるさまざまなアクティビティを通して、学ぶ好奇心を養成します。
読み・かず・英語・科学などの学習を通して学ぶ楽しさと達成する喜びを学びます。
- **豊かな創造力と自己表現力**
アートや音楽、遊びを通して感性を磨き、創造力と自己表現力を高めます。



いきいき過ごす

- **自ら考え行動する自発力**
友だちや周囲との関わりを通して、自他の存在を知り、自ら考え、行動することを学びます。
- **地域で育む思いやりと広い視野**
地域社会との交流を通して、協調性を身につけ、周りの人の気持ちを理解し合い、たわむれを学びます。

安全・安心



「おいしい」も「安心」も。

安心でおいしい食事

- 栄養士の配置
- 一人ひとりのニーズに最大限対応（食物アレルギー・体調不良）
- 食の教育（健康維持・食事の楽しさ・食事マナー）
- 徹底した衛生管理のもとで調理



毎日の健康を、保育士と一緒に。

徹底した健康管理

- 一人ひとりの発育・発達・体調の把握
- 保健だよりの発行・保健日誌の作成
- スタッフの衛生管理研修の受講
- 毎朝・午睡後の検温

学びを学ぶ好奇心に



英語でのコミュニケーション

イラストを見たり、音楽を聴いたり歌ったり、体を動かしながら、遊び感覚で初歩的な英語にふれます。



リトミック

リズムを聞いて、自分が感じだように、体全体でそのリズムを表現。想像力と表現力、心と体の調和を作り出す反応教育です。



季節の年間行事

四季折々の年間行事を実施します。行事により、保護者の方も一緒に参加いただけます。



施設概要

施設類型	小規模保育A型	実施主体	株式会社 ニチイ学館
保育年齢	10か月から2歳児	定員	19名
保育時間	平日 8:00～19:30 土曜日 8:00～18:30		
住所	〒501-0236 瑞穂市本田 1060 番地 1		
電話番号	058-329-3290		
ホームページ	http://www.nichiikids.net/nursery/other/mizuho/index.html		

〇ちびっこ園。ミズホ

「ちびっこ園。ミズホ」は、2019 年 1 月に瑞穂市牛牧に開所した小規模保育所です。「ちびっこ園。」は、北方町でも同様に小規模保育施設として運営しており、小規模という特性を活かしつつ、大きなイベントや行事においては、北方とミズホで合同開催するなど連携を取りながら運営しております。

～ 毎日が成長する日 ～

ちびっこ園。では、園で過ごす一日一日を“毎日が成長する日”と考え、子ども達と向き合っています。目に見える変化に大小はありますが、成長していく姿をしっかりと見届け、保護者の皆さまと一緒に喜んでいきたいと考えています。

小規模だからできるきめ細かく、質の高い保育を実践することで、子ども達に“笑顔と成長”を、保護者の皆さまに“安心と満足”をご提供します。



【施設概要】

施設類型	小規模保育B型※	実施主体	株式会社わぶらす
保育年齢	生後 8 か月から 2 歳児	定 員	19名
保育時間	平 日 7:30 ～ 18:30 土曜日 8:00 ～ 12:00		
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。 その他の経費に関しましては、下記連絡先までお問合せください。		
問合せ先	株式会社わぶらす（運営元） 瑞穂市牛牧 977 番地 1 ☎ 058-326-7089		

※ 小規模保育とは・・・

0歳から2歳児までを対象に、定員「6人以上19人以下」で行う保育で、施設の設備や運営に関する基準、給食の提供、保育料など基本的に認可保育と同様です。職員資格について、B型は、職員のうち1/2以上が保育士であることとされています。

7 瑞穂市保育施設一覧表

区分	No.	施設名	郵便番号 所在地 電話番号	認可 定員 ※1	募集予定人数（R2.4）				保育年齢	保育時間
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 ※2		
公立	①	本田第1保育所	〒501-0236 本田 1915 番地 Tel.058-326-3552	150	1	9	5	25	10か月～5歳	7:30～ 19:00
	②	本田第2保育所	〒501-0221 只越 387 番地 Tel.058-327-2007	150	1	9	5	25	10か月～5歳	
	③	別府保育所	〒501-0222 別府 144 番地 1 Tel.058-326-4747	280	4	28 ※3	10	15	10か月～5歳	
	④	牛牧第1保育所	〒501-0234 牛牧 1246 番地 1 Tel.058-326-3069	120	—			30	3歳～5歳	
	⑤	牛牧第2保育所	〒501-0225 祖父江 170 番地 Tel.058-327-1862	220	2	18	4	35	10か月～5歳	
	⑥	西保育・教育センター	〒501-0302 居倉 177 番地 1 Tel.058-328-2738	145	—			40	3歳～5歳	
	⑦	中保育・教育センター	〒501-0312 美江寺 223 番地 Tel.058-328-2301	140	1	9	5	25	10か月～5歳	
	⑧	南保育・教育センター	〒501-0322 古橋 1129 番地 1 Tel.058-328-2602	240	1	9	5	40	10か月～5歳	
私立	⑨	〔保育所〕 清流みずほ保育園	〒501-0303 森 555 番地 Tel.058-328-7375	60	8	16	12	—	8か月～2歳	7:30～ 19:30
	⑩	〔認定こども園〕 清流みずほ認定こども園	〒501-0303 森 557 番地 Tel.058-328-7228	215	15	19	7	12	8か月～5歳	
	⑪	〔認定こども園〕 ほづみの森こども園	〒501-0223 穂積 966 番地 1 Tel.058-322-5300	75	6	6	1	10	8か月～5歳	7:30～ 19:00
	⑫	〔小規模保育〕 まめっこ保育園	〒501-0236 本田 1175 番地 Tel.058-201-7855	12	7			—	10か月～2歳	
	⑬	〔小規模保育〕 ニチキッズ瑞穂保育園	〒501-0236 本田 1060 番地 1 Tel.058-329-3290	19	6	6		—	10か月～2歳	8:00～ 19:30
	⑭	〔小規模保育〕 ちびっこ園。ミズホ	〒501-0234 牛牧 977 番地 1 Tel.090-7958-6506	19	6	3	1		8か月～2歳	7:30～ 18:30

※1 定員は平成31年度の数値です。募集人数は、令和元年7月現在の予定人数です。

在園児の状況や申込み状況により、実際の入所人数と異なる場合があります。

※2 4歳児、5歳児の申込みは、受入可能人数以内で随時受け付けを行います。

※3 別府保育所は、本巣縦貫道を挟んで東西に建物が分かれています。東側では2階で子育て支援センター事業、1階で0歳児～1歳児の一部のお子さんの保育を実施し、西側では一時預かり事業と1歳児の一部～5歳児のお子さんの保育を実施します。

1歳児のお子さんにつきましては、生年月日により利用する建物が異なります。

○瑞穂市保育施設一覧図

① 本田第1保育所 本田 1915 058-326-3552	② 本田第2保育所 只越 387 058-327-2007	③ 別府保育所 別府 144-1 058-326-4747	④ 牛牧第1保育所 牛牧 1246-1 058-326-3069
⑤ 牛牧第2保育所 祖父江 170 058-327-1862	⑥ 西保育・教育センター 居倉 177-1 058-328-2738	⑦ 中保育・教育センター 美江寺 223 058-328-2301	⑧ 南保育・教育センター 古橋 1129-1 058-328-2602



⑨ 清流みずほ保育園 森 555 058-328-7375	⑩ 清流みずほ認定こども園 森 557 058-328-7228	⑪ ほづみの森こども園 穂積 966-1 058-322-5300	⑫ まめっこ保育園 本田 1175 058-201-7855
⑬ ニチキッズ瑞穂保育園 本田 1060-1 058-329-3290	⑭ ちびっこ園。ミズホ 牛牧 977-1 090-7958-6506	瑞穂市ホームページに各施設 の紹介を掲載しています	



瑞穂市立保育所周辺地図



お問い合わせ先

瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課

〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田300番地2（楽南庁舎）

[Yahoo!地図](#)につながります

TEL：058-327-2147（直通） FAX：058-327-2105



○その他の子育て・保育サービス

※QRコードから瑞穂市のホームページへつながります。

○認可外保育所

乳幼児を保育する施設で、都道府県等の認可を受けていない施設を「認可外保育施設」と言います。保育の実施状況について、定期的に県の監査を受けています。

利用料金、空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号
キッズルームさくらんぼ	生津内宮町 1-53	058-326-1106
ままん保育園(清流みずほ認定こども園内)	森 557	058-328-7228
マーティーズインターナショナルキンダー	別府 2121-1	058-327-9066

○企業主導型保育事業

国の補助を受けて企業が実施する保育事業です。地域のお子さんの受け入れが可能な施設もあります。

利用料金、空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号	設置者
いな穂すくすく保育園	野田新田 3991	058-326-7007	(株)エムズブラザーズ
いーすとはむきっす	別府 277-2	058-372-3690	EAST HAM
すみれの里	生津外宮東町 1-8	058-201-3690	(株)お茶の玉露園
十九条保育所	十九条 736-1	0583-38-8005	(株)TK 企画

○一時預かり

保護者のかたの仕事、通院、リフレッシュ等のため、保育所で一時的にお預かりする制度です。詳しくは、保育所、幼児支援課にて「一時預かりのしおり」をご覧ください。

ご利用には事前登録が必要です。申込方法等については、施設に直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号
別府保育所	別府 144-1	058-326-4747
牛牧第2保育所	祖父江 170	058-327-1862
中保育・教育センター	美江寺 223	058-328-2301
清流みずほ保育園	森 555	058-328-7375
ほづみの森こども園	穂積 966-1	058-322-5300

○ファミリー・サポート・センター

保育所への急なお迎えや始業前・終業後のお預かりなど、子育て家庭の“困った”を提供会員がサポートする有償の相互援助活動です。ご利用には事前登録が必要です。



瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター
事務局 NPO 法人キッズスクエア瑞穂 馬場春雨町 1-49 058-326-2236

○地域子育て支援センター

未就園の乳幼児のいるかたが親子で利用できる施設です。親子の交流や育児相談、子育てに関するセミナーや情報提供などを行っています。

施設名	住所	電話番号
別府保育所 地域子育て支援センター	別府 140	058-326-2525
牛牧第2保育所 地域子育て支援センター	祖父江 170	058-326-1515
清流みずほ保育園 地域子育て支援センター モアマーム	森 555	058-328-7375
清流みずほ認定こども園 地域子育て支援センター	森 557	058-322-2051
ほづみの森こども園 子育てカフェ	穂積 966-1	058-322-5300



提出書類チェック表

全部揃いましたか？提出前に確認しましょう！



○窓口に持参

書類等		チェック
印鑑（スタンプ印不可）		☐
マイナンバー確認書類	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民票（個人番号記載）のいずれか	☐
身分証明書	来庁するかたの運転免許証等	☐

○全員提出

提出書類名	チェック
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書	☐
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る個人番号提供書	☐
状況証明書	下表参照

○状況証明書・添付書類

※祖父母は、同居かつ60歳未満の場合のみ必要です。

※提出後に状況が変わった場合は、速やかに変更後の状況について再提出してください。

提出書類名			父	母	祖父	祖母
状況証明書			☐	☐	☐	☐
添付書類	就労	状況証明書に就労先の証明印 ※【祖父母のみ】健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、証明印は省略可能です。	☐	☐	☐	☐
	自営業・農業の中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し	☐	☐	☐	☐
	妊娠・出産	母子健康手帳（表紙・出産予定日が分かるページ）の写し	—	☐	—	—
	疾病・障がい	障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書	☐	☐	☐	☐
	介護・看護		☐	☐	☐	☐
	災害復旧	罹災証明書等の写し	☐	☐	☐	☐
	求職活動	ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し	☐	☐	☐	☐
	就学	学生証・在学証明書・授業のカリキュラム等の写し	☐	☐	—	—
	虐待・DV	保護命令等	☐	☐	☐	☐
添付書類	育児休業中	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※利用開始月の翌月1日までに復職するかたが申込対象です。復職後、復帰証明書をご提出いただきます。	☐	☐	—	—

○状況により提出が必要な書類 ★…マイナンバーの提供があれば提出不要です

区 分	提出書類名	チェック
延長保育（長時間保育）を希望する場合	延長保育申込書	☐
清流みずほ認定こども園の入園説明会に参加したかた	入園説明会参加証明書	☐
平成31年1月1日現在、瑞穂市外に住所を有していた場合	平成31年度（平成30年分）市町村民税所得課税証明書★	☐
平成31年1月1日現在海外に居住しており、市町村民税が課税されていない場合	勤務先等による収入証明書、収入申告書等	☐
瑞穂市外の保育施設の利用を希望する場合	広域利用理由書	☐
支給認定証の交付を希望する場合	支給認定証交付・再交付申請書	☐
要保護者世帯	生活保護受給証明書★等の写し	☐
ひとり親世帯	児童扶養手当証書★、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し	☐
在宅の障がい者と同居する世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書★、障害基礎年金証書等の写し	☐
利用を希望する児童が療育施設等に通所しているなど支援が必要な場合	特別児童扶養手当証書★、障害福祉サービス受給者証★の写し、診断書等	☐
生計の中心者が失業した場合	雇用保険受給者証等、自己都合以外の失業であることが分かる書類	☐